

近代朝鮮における断髪諸相

—— 「保護国」期に断髪はどのように進められたのか

小志戸前宏茂 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

はじめに

近代以前の朝鮮においては、成人男性の髪型は髪を切ることなくひとつに束ねて、サントウ(まげ)をつくるのが一般的であった。額の周囲を網巾で巻いて固定して乱れを防ぎ、笠や冠をかぶる場合は網巾の上からかぶっていた。まげを結び、髪を切らないのは『孝経』の「身体髪膚、受之父母、不敢毀傷、孝至始也」を守るべく、両親からもらった身体を傷つけることに抵抗感や忌避感があったためであった。しかし近代以降次第に西洋の文化に影響を受け、断髪を進める動きが現れるようになる。

朝鮮では、甲午改革の一環として1895年に断髪令が出されると大きな反発があり断髪令は撤回されたが、「保護国」期(1905-1910年)になると断髪令の動きは次第に広がっていったとされている。

近代朝鮮における断髪に関する先行研究については劉香織と月脚達彦の研究が挙げられる。劉は、断髪と日本の朝鮮侵略との関係を重視して捉え、日本が朝鮮の断髪を主導したとし、断髪を日本による朝鮮の文化の破壊と主張する(劉1990)。しかし、劉の研究は主体的に断髪を選択した中国・日本と、押しつけられた朝鮮という図式で描かれており、中国・日本・朝鮮の断髪比較研究という形で行われているものの、中国と日本の分析に比べ、朝鮮に関しては実態の分析が不十分であり、朝鮮人が断髪に対してどのような認識や態度であったか不明である。

月脚は甲午改革以降の近代化改革における衛生政策との関連で断髪を分析している。甲午改革において断髪が、衛生を目的とすることで人心を掌握できるとして行われたことに「近代

性」をみてとっている。また、「保護国」期の断髪令の拡がりについては、服装や整列などと共に身体の規律化という観点から、断髪への反発よりも断髪が普及したことを重視し、断髪は時代の趨勢となったと評価している(月脚2006、2009)。

以上の先行研究は近代朝鮮における断髪について先駆的に注目したものであるが、断髪に関する実態について検討が十分なされていないと言いがたい。甲午改革の断髪令に対する激しい反発から10年と少しの間に断髪が広がったことについては、より実態に即した分析が必要であろう。また、伝統的に重視された「身体髪膚、受之父母、不敢毀傷、孝至始也」という価値観は断髪を受容過程でどのように変わっていったのか/変わらなかったのかについては十分に検討されてきたとは言いがたい。

本稿では、これらの問題を解明するための準備作業として、「保護国」期における断髪を進めようとする側の言論と、この時期にどのようにして断髪が行われていったのかについて、特に地方での断髪令の進行過程を、当時の資料から明らかにしたい。ソウルに限らず地方に注目するのは、断髪が中央から地方へと広がる過程を捉えることで朝鮮における断髪の実態により迫ることができるからである。

1. 1895年の断髪令

「保護国」期の断髪について検討する前に、先行研究をもとに、朝鮮において断髪がはじめて行われた1895年の断髪令について述べておく。断髪令は金弘集政権によって行われた甲午改革の一環として出されたものである。この時には兪吉濬らが中心となり衛生を目的として人心掌握の手段として断髪を行おうとした。兪らが断

髪を行おうしたきっかけなどは不明だが、兪は甲午改革以前から断髪計画を持っていたようで、断髪が行われたのは甲午改革を通じて衛生政策が実行に移されたことが大きな背景となった（月脚2006、115頁）。

しかし、断髪の実行は社会に大きな反発を生むことになる。この断髪令公布の直前に起きた日本による王妃殺害事件のため、社会では王妃の殺害と断髪令が結びつけて受け止められた。断髪令に先立って高宗は自ら断髪して範を示していたが、断髪令に反対して義兵が起こったのである。義兵の中心となった衛正斥邪論者の両班たちは断髪を「小中華」朝鮮の礼俗を捨て去り「夷狄」に墮するものと受け取っていた。また、断髪の実施を王朝支配の存否にかかわる重大な問題と認識し、義兵を起こした点も重要である。例えば、義兵を起こした金河洛は断髪を実行した兪らを「賊臣」と認識していたし、柳麟錫は開化政策を朝鮮を禽獣の域である「小日本」へと化すものであり、王妃殺害と断髪はその極みであると主張していた。さらに地方官によって断髪が半ば強制的に「励行」されたことにより反発は強まることになる。にもかかわらず金弘集政権はこの政策を推し進めようとした。金弘集内閣は旧来の髪型を変えるべき「旧習」と結びつけ、断髪を改革を成功させる要として位置づけていたのである。また、国王がみずから断髪をしたのだから、「臣民」は従わなければならないとしていた（糟谷1977、26-30頁）。

この時行われた地方官による断髪の強行に対しては、儒生らの反発はもとより、民衆の間にも彼らが卑下していた僧侶と同じになるなどの独自の論理による反発が起こっていた。さらに彼らの反発のエネルギーは、断髪強行が警察力を動員したものであったため警察にも向けられていた。当時の日本を後ろ盾とした甲午改革の中で進められた警察制度改革によって、警察は「憎き日本と繋がる存在」「親日政権の手先」としてもとらえられていたからであった（伊藤2010、400-406頁）。

結局この断髪令は義兵運動が高揚したことと、高宗の露館派遷による親露派政権の成立によって撤回されることになる。断髪すること／髪型を守ることは王朝支配の存否に係わる重大な問題となったと同時に、義兵の敵が日本であ

ったことや、朝鮮人にとって日本と繋がっているとされた警察が断髪を強行したことによって髪型を守ることは、「小日本」へと化すことを防ぎ、朝鮮への侵略を強める日本へ抵抗するという意味が加わったといえる。

2. 「保護国」期の断髪

(1) 純宗の断髪

断髪令の撤回後も軍隊・警察や外交を担当する政府機関を中心に断髪を試みが幾度かなされていたが、断髪が再び大きな動きを見せるのが純宗の皇帝即位である。ハーグ事件によって退位を強制された高宗に替わって皇帝に即位した純宗は、1907年の即位に際し断髪を行い、臣下にも断髪の命令が下った。純宗は皇帝即位に際して断髪をすることにに対し積極的ではなかったともいわれているが（マッケンジー1972、162頁）、「文明化」された皇帝即位式を開くことは讓位に対する民衆からの反発をおさえることや、日本による韓国の「保護」の実を示す絶好の機会となっており（月脚2009、267-271頁）、断髪を受け容れざるを得なかったようである。

この純宗の断髪以後、断髪が国家の方針としてすすめられることになった（月脚2009、286-287頁）。この時は下級官吏にまで断髪令が下り、1910年5月には、全官吏の中で唯一断髪していなかった陵官（陵を守る役人）が断髪することになったことで、すべての官吏は断髪することになったと伝えられた（『陵官断髪』『慶南日報』1910年4月22日、「陵官剃髪」『慶南日報』1910年5月12日）。

官吏以外の者については、断髪が命じられたことはなかったようである。純宗の断髪の前、政府内で国民に対する断髪令の強制が議論になったことがあり、断髪令の強制は混乱を生むという懸念や、韓国駐劄軍司令官であった長谷川好道も断髪は急務ではないといったことで、この国民への断髪令は回避されたという（「長谷川反対」『大韓毎日申報』1907年8月23日、『梅泉野録』、431頁）。長谷川は「地方騷擾」、すなわち義兵を理由として地方の人民まで一斉に断髪することには反対であった。当時地方で展開された義兵運動に対しての警戒がうかがえる。

(2) 言論における断髪

この時期、朝鮮では、西洋の文化を取り入れて独立を回復するための実力を養成しようという愛国啓蒙運動が展開されていた。この一環として、新聞や雑誌が発行され言論活動が行われていた。これらにおいては、断髪はどのように論じられていたのだろうか。ここではごく簡単に当時の新聞や雑誌に掲載された断髪論の議論を紹介しておきたい。1906年に『皇城新聞』では断髪についての論説を掲載した。これは断髪を推奨する側にたつもので、古い習慣や制度に固執することが進歩することを妨げており、変化するには断髪が必要であると主張するものであった（論説「髪を可快断」『皇城新聞』1906年9月21日、同1906年9月24日）。これに対して「日強居士」と名乗る人物から断髪に反対する投書が届き、論争が起こっている。断髪は開化のための急務であるというが、外見や形を変えたところで国が富んだり兵が強くなったり、政治法律に明るくなったりはしない、「父母之遺体」を毀すことは「亡国殺看」に至るので、断髪をすべきではないというのである（日強居士「髪を決不可断」『皇城新聞』1906年11月28日、同1906年11月29日）。『皇城新聞』ではこれに反論する。時局が日に日に変化するこの時に、断髪せずに古い髪型を変えないことは時局の変化について行けない原因であるので、古い習慣を断つこと、髪を断つことはともになされなければならない。習慣の改革はまず髪を先に断ってから論じるべきで、断髪効果を論じるのであれば、髪を切る前ではなく髪を断ったあとに論じなければならないとしている（論説「答日強居士」『皇城新聞』1906年11月30日、同1906年12月1日）。『皇城新聞』では古い習慣に固執することが、社会の改革を妨げる原因としており、その象徴として旧来の髪型をとらえていた。

『皇城新聞』にはこの論争より4ヶ月前に、断髪した鄭克世という人物が断髪を行った理由を投書した「断髪趣旨書」が掲載されている。これによると、この人物は、「衛生上便利」・「去旧習就新明」・「国家憤発心」・「社会上団体」などの理由から断髪をしたという。「国家憤発心」は、強い国とはいえない国民が「憤発」するには、旧習を断つことが必要、つまり断髪も必要ということであり、「社会上団体」は国民とし

てひとつになるために、一体となり断髪をする必要があるという主張である（「断髪趣旨書」『皇城新聞』1906年5月30日、同1906年5月31日）。

また愛国啓蒙運動を進めるために作られた団体である愛国啓蒙団体の機関誌には、髪を切らずにいると、網巾などの費用が必要で、断髪は儉約によいという主張もある（池錫永「両断一窄説」『大韓自強会月報』1907年3月）。

純宗の断髪後になると、論調に変化が表れる。1909年3月に発行された大韓協会の機関誌『大韓協会会報』第12号には「国と髪の軽重」と題する断髪に関する論説が掲載されている。この論説では、国と髪を比べてどちらが大切なのかについて論じている。皇帝が断髪したのだから、臣民として断髪しなければならないと説き、髪型を同一にすることで思想を統一して弱肉強食の時代に滅ばされないような国にならないという社会進化論の影響も垣間見られる論になっている。

ここでは1895年の断髪令に見られたような衛生を目的として髪を切るという主張や、また、1906年に『皇城新聞』においてみられたような、進歩するためには古いものを捨てなければならないといった主張よりも、臣民としての一体感や国民としての団結という点がより重視されるようになる。愛国啓蒙運動においては皇帝の下に国民としての一体感を創出しようとしていたが、その一環として断髪も考えられるようになった。また、この時期の新聞には当時の世相を風刺する詩が掲載されている。

爾愛君愛君というが、爾の頭上の高い髻を看るに、先ず形式から既に吾が君に背いている。爾の言を吾れ信じず（「一問守旧派」『大韓民報』1910年5月28日）。

ここでは「愛君愛君」といっているのに、まげのある者、つまりまだ断髪を行っていない者を皮肉っている。ここからも皇帝が断髪したのだから臣下は断髪しなければならない、という認識が見て取れる。

(3) 地方で断髪の様子

① 地方官の断髪

地方では地方官が中心となって断髪がすすめ

られた。在野の儒者黄玟によって書かれた『梅泉野録』によると、純宗の断髪前には、1906年3月に忠清北道觀察使尹吉炳が管下の郡守に断髪を勧め、行わない者は解職するとしたところ、郡守らは競って賄賂を贈って断髪を免れたという（『梅泉野録』407頁）。また、純宗の断髪が行われた頃には、官吏軍人以外は「削る者は削り、削らざる者は削らず」といったような状況であったが、全羅南道觀察使金奎昌は管下の郡守を集め、郡守と一般官吏を一斉断髪し、これを内部に報告した。この時期には、他の地方の官吏の中にもまだ断髪しない者があり、鏡城の吏の中には、断髪を避け逃げる者が六人いたということである（『梅泉野録』432頁。「金觀察報部」『皇城新聞』1907年9月24日）。

このようにまだ徹底されていなかった地方官の断髪は1908年の夏頃から本格的に進められるようになる。この年6月に觀察使の交替が行われているが、この時に任命された觀察使は府尹や郡守を集め、断髪の指示を出し、府尹や郡守は管轄の府や郡に戻ると、面長・里長を集め府民・郡民に断髪を行うよう指示を出している（月脚2009、286頁）。

以下、この時期に地方で断髪が行われた様子を具体的に見てみよう。

京畿道では、1908年9月9日京畿郡守会議臨時会で地方刷新と臣子の道理から断髪を一体断行するため、郡に帰ったら、人民の断髪に着手することが議案にのぼった（「京畿郡守会議案件」『大韓毎日申報』1908年9月12日）。これを受けて仁川府尹金潤品は、面長を集めて時勢が変遷することを説諭した後、一斉断髪するよう指示を出し（「仁尹雍髮勤勉」『大韓毎日申報』1908年9月24日、「面長一切断髪」『皇城新聞』1908年9月24日）、江華郡守韓永福は赴任して数日後に面里長を集め、郡内で断髪を行うために説明を行ったという（「江倅励政」『大韓毎日申報』1908年10月6日）。高陽郡では郡守が各面長里長及び領所任を集め、断髪は人民の思想を革新させて団結させるのに必要だとし、10月1日から20日以内に一斉断髪せよといったことから、地方委員・面長・郡書記・面主人はすぐに郡民より先に髪を切ったという（「高陽民剃髮」『皇城新聞』1908年9月26日）。陽城郡守李源喆は觀察道郡守会議から戻ると、数日後に面長を呼んで断髪は現在

の急務と説明し、面長が面に戻ると、書記・使喚らがまず一斉に断髪したという（「陽城民断髪」『皇城新聞』1908年10月4日）。慶尚南道咸陽では郡主事全秉仁が郡の面長を郡庁内に集め、「時務に必要なのは断髪」という題目で説明したところ、面長等はその説明を聞いて一切に断髪したという（「断髪説明」『皇城新聞』1910年3月16日）。また、廣州では郡民千余名が断髪したという新聞記事もある（「廣民断髪」『皇城新聞』1908年10月7日）。

忠清南道では、觀察使崔廷徳が管下の郡に断髪の訓飭を発送し、一般平民については自らの意志で便利なようにしてよいが、官人はみな一切に断髪するよう命令を出した（「断髪訓飭」『大韓毎日申報』1908年10月22日）。木川郡守南啓錫はこの時断髪していなかったが、郡守会議に参加するため断髪している（「南守断髪」『大韓毎日申報』1908年10月22日）。

民にまで断髪を説諭した事例もある。全羅北道觀察使李斗煥は府内の人民に時勢の形便と君民の道理のため断髪しなければならないと説諭したところ、断髪者は3000人に達したという（「三千断髪」『大韓毎日申報』1908年9月15日）。

説諭にとどまらず民に断髪を強制したケースもあった。慶尚北道の觀察使朴重陽は各郡を巡回する中で、寧海郡に巡查を派遣し、面長や里長に命令して、郡民を3~4人ずつ門の中に入れさせ、その中で巡查に短刀でまげを切らせて後門から退出させたという。この方法で600余名が断髪させられたといい、民からは激しい非難があったようである（「勒削手段」『皇城新聞』1909年3月28日）。

断髪を行わない者は不利を被るようにして、断髪をさせようとしたケースもある。慶尚北道では大邱郡守梁弘は、民が提訴を行う際、断髪を行っていない民が提訴すれば訴状を受理せず、断髪を行った民が提訴すれば訴状を受理したところ、人民は次第に断髪したという（「雍髮妙方」『皇城新聞』1909年8月24日）。忠清北道鎮川郡守李初陽も訴訟などの請願で郡衙に出頭するのであれば断髪を行うよう命じ、断髪していない者に対しては公務を処理するにあたって頗る冷淡であったといい、この地方では郡守に対して不満が高まったようである（憲機三八四号（明治42年2月18日）『統監府文書』6、27頁）。

一方で、自ら断髪をして官職を得ようとする者たちもいた。慶尚北道では郡守の職を得ようと觀察府に毎日のように来る者がいたが、自ら断髪していた者が多かったという（「求官者自手削髪」『大韓毎日申報』1908年9月12日）。官職に就くためには断髪は必須のものとして受け止められていたことが分かる。

②守備隊による断髪

江原道春川郡では守備隊が主導して断髪をおこなったという新聞記事がある。以下に引用してみよう。

春川郡守備隊が面里の班を以て名とする者某某人を招請して、詩酒を娯楽したあと、地方人民の誤解を談論し、薙髪を一款勧告すると会同した者は薙髪に楽従した（「楽従薙髪」『皇城新聞』1908年9月27日）

春川来信に拠れば該郡守備隊で各面の風力が有って、班を以て名と為す者を招請して、時勢の変遷を壹場説明した後、壹切断髪した。その他の人民も漸次薙髪するだろう（「春川の大薙髪」『大韓毎日申報』1908年9月27日）

春川来信に拠れば、該道では為先、山林の名望が特に有る人に（対して－引用者補）一切勒削の手段を行ったが、その他の人も遠からず自然と削髪するだろうという（「断髪消息」『皇城新聞』1908年10月8日）

春川では人民の断髪を励行するため、山林学者で有名な諸氏を捉囚して壹並削髪した（「何待捉囚」『大韓毎日申報』1908年10月8日）

以上のように、春川では郡の守備隊がこの地域の有力な両班を集め、断髪の説明をしたりした後、断髪をしたようである。これは、地域の有力者・名望家である両班たちが断髪をすれば地域の人々がそのうち断髪をするようになるだろうという思惑からなされたようであるが、『皇城新聞』と『大韓毎日申報』では少し論調が異なっている。『大韓毎日申報』によると、この時集められた両班たちは強制的に集められ、断髪をせざるを得ない状況に追い込まれているよう

である。この時期の断髪に関して日本軍が主導して行った事を裏付ける史料は管見の限りこれ以外には見られず、これ以上の詳細は不明である。

③純宗の巡幸

純宗は1909年1月から2月にかけて南部と西北部に巡幸をしているが、この時に純宗の断髪姿を見て断髪をしたものも多かった（月脚2009、291-292頁）。新聞記事を見ても、南方巡幸で釜山・昌原などの地で「紳士及び人民」らが皇帝の断髪姿を見て、臣下として歓迎する土地で断髪しないのは道理に反するとして断髪を行った者が数千名、その他の経路の停車場でも断髪した者が数えきれなかったという（「自願断髪漸多」『皇城新聞』1909年1月15日）。また、南方巡幸の断髪人数は開城1000名、平壤数千名、義州300名、黄州376名で（「断髪人数」『皇城新聞』1909年2月5日）、西方巡幸で各地方では皇帝の断髪を見て断髪した者は六千人以上に達したという（「断髪六千」『大韓毎日申報』1909年2月3日）。

④学校における断髪

この時期活発に建てられた学校では断髪が多く行われた。学校において断髪が行われた事例をいくつか紹介すると、咸鏡南道洪原郡の私立南興学校では、校長と教師が皇帝の即位礼式日に学生40名を集め慶祝した後、教育の急務を説明すると、学生たちは断髪を決意し、学生40名が一斉に断髪した。付近の学校でもこれを模範として次第に断髪したという（「学界模範」『大韓民報』1909年9月8日）。平安北道碧潼郡では、私立昌明学校校長代理校監金正基が、「今新知識を啓発せんとするが、旧形式を存することは不可である」と学徒に対して説明した後、自分の頭髪を切ったところ、髪を切ることを躊躇していた学徒20余名は熱誠に感服して一斉に断髪したといい（「校長と学徒断髪」『皇城新聞』1910年4月19日）、慶尚南道咸陽郡の私立咸明学校では生徒らが、「皇帝が御髪をすでに剃られて教育を刷新せられたので、尊皇愛国の志気を養成する我が学生の形式から先ず従うべきだ」と述べ、五十人あまりが一切断髪したという（「其志尚嘉」『大韓民報』1910年5月22日）。

この他にも当時の新聞には学校での断髪につ

いて書かれた記事は純宗の断髪後から増え始め、「併合」までの間に多くあり、ほとんどの場合学校の生徒が集団で断髪を行っている。ここでは官吏以外が断髪を行う場所としては学校が多かったことと、学校では皇帝の断髪に影響を受けたり、校長などの訓示をきっかけに、生徒が集団で一斉に断髪を行ったことをひとまず確認しておきたい。

おわりに

ここまで「保護国」期に断髪が行われた様子を追ってきたが、地方での断髪は地方官からの命令によって行われる場合、時には強制力を伴ったものになっていた。地方官によっては、官吏以外の民への断髪には慎重な姿勢をとっていた中央の意向とは異なり、一般民衆にも断髪を命じることもあった。地方官の命令による断髪は、官職や、断髪をしないことによって被る不利益を避けることと引き換えに行われたものが見られ、必ずしも断髪を積極的に行ったとはいえず、断髪を強制された場合さえあった。そもそも『大韓毎日申報』や『皇城新聞』などの新聞に断髪を行ったという記事が掲載されていることは、断髪はすべきものとする認識はそれまでに比べ広がってはいるが、この時点においては自発的に断髪を行うことはそれほど一般的な行為ではなかったことを示唆している。

皇帝による地方巡幸という特別な事例を除くと、地方においては学校の他にはすすんで断髪をする機会は多くはなかったとみられる。学校での断髪の特徴は、一斉に断髪を行っている点である。これは一体感の創出という側面からも捉えられるが、時期的な状況などとも合わせて考慮すると当時の断髪を持つまた違った側面も指摘できるのではないかと考えている。これについては別稿で論じてみたい。

また、断髪が行われていく過程においては、断髪への消極的な様子や、断髪への不満や反対も多く見られるが、本稿では十分取り扱えなかった。断髪に反対する行為や、その理由などについても検討しなければならない。これも今後の課題となる。

参考文献

- 伊藤俊介「甲午改革期地方警察制度の実施と各地での抵抗」久留島浩・趙景達編『国民国家の比較史』（人間文化叢書 ユーラシアと日本—交流と表象—）、有志舎、2010年
- 糟谷憲一「初期義兵運動について」『朝鮮史研究会論文集』14、1977年3月
- 月脚達彦「朝鮮の開化と「近代性」—断髪・衛生・コレラ」朴忠錫・渡辺浩編『日韓共同研究叢書16 「文明」「開化」「平和』』慶応大学出版会、2006年
- 月脚達彦『朝鮮開化思想とナショナリズム』東京大学出版会、2009年
- F・A・マッケンジー（渡辺学訳注）『朝鮮の悲劇』東洋文庫222、平凡社、1972年
- 劉香織『断髪 近代東アジアの文化衝突』朝日新聞社、1990年